

下松市中小企業不況対策特別融資

経営安定利子補給制度のご案内



新型コロナウイルス感染症の影響により、下松市中小企業制度融資の「中小企業不況対策特別融資」を利用された事業者に対し、保証料の全額補助に加え、**借入後3年間分の利子全額を利子補給**することで資金繰り支援を行います。

対象事業者

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日から令和5年4月30日の間に中小企業不況対策特別融資の実行を受けており、市税の滞納がない事業者

交付期間

1回目の利子の返済が始まった月から起算して36ヶ月目までの範囲内（最大3年間分）

手続き方法

4月1日から翌3月31日の間に生じた交付期間に係る利子をお支払いいただき、翌年度に対象となる事業者宛に利子補給交付申請書を送付いたします。借入先金融機関から発行される支払利息証明書及び返済予定表を交付申請書に添付して提出してください。

中小企業不況対策特別融資

資金用途：運転 融資限度額：1,000万円 融資利率：年1.3%

償還期間：10年以内（据置1年以内） 保証料：全額市助成

主な要件：個人にあっては市内に住所を有しており、法人にあっては市内に事務所又は事業所を有すること、セーフティネット保証認定又は危機関連保証認定を受けていること等
※その他いくつかの要件があります。ご利用にあたっては取扱金融機関へご相談ください。

取扱金融機関

山口銀行、西京銀行、東山口信用金庫、広島銀行

※下松市内の各支店に限ります。

お問合せ先

〒744-8585 下松市大手町3-3-3

下松市地域振興部産業振興課商工労政係（4階6番窓口）

TEL：0833-45-1745（平日8時30分～17時15分）